

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例（平成27年清水町条例第24号）の一部を
改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
別表第2（第13条関係）				別表第2（第13条関係）			
区分	支給単位	金額	適用	区分	支給単位	金額	適用
災害出動の職務	1回	5,000円	職務に要する時間が2時間（基準時間）を超える場合は、超えた1時間ごとに1/2相当額を加算する。	災害出動の職務	1回	5,000円	基準時間4時間
訓練、警戒、査察等の職務	1回	4,000円		訓練、警戒、査察等の職務	1回	4,000円	基準時間6時間
会議、研修等の職務	1日	3,000円		会議、研修等の職務	1日	3,000円	
備考 基準時間を超えた時間に1時間未満の端数がある場合は、切り上げて1時間とする。				備考 基準時間又は端数ごとに1回とする。			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。